

西松浦地区合併協議会 議事録

(第四回)

日時：平成16年12月 7日
会場：焱の博記念堂 2階会議場

開 会（ 14時00分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

みなさんこんにちは。定刻になりましたので、只今から第四回の合併協議会を開催させていただきます。本日、県の市町村課の黒岩課長さんが、県議会の開催中ということで欠席をされております。それと有田の川内委員さんより欠席の届が出ております。それから事務局の職員と致しまして、11月29日付けで県の市町村課から井上係長さんが、合併事務局の参事ということで派遣されておりますので、みなさまにご紹介をしたいと思います。よろしくお願ひします。

会を始めます前に、本日の資料の確認をお願い致します。資料は本日の会議次第と別冊資料のこの二つでございます。それでは初めに会長さんにご挨拶頂き、引き続き、会の進行をお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんこんにちは。いよいよ師走を迎えまして、皆様方にはお忙しい中を第四回の協議会にご出席頂きありがとうございます。新聞等を今見ておりますと、合併関係の記事が色々載っております。昨日は武雄市、山内町、北方町の一市二町で合併協議会の設置議案が可決されたという報道を受けました。現在全国の市町村の数は2932となっておりますが、その内、法定協議会を設置している市町村が1945に上り、582の協議会で合併が議論されているという状況のようです。来年3月にはさらに多くの市町村が、合併を決定するのではないかと言う風に思われております。私どもの協議会もその一つでございます。目標達成に向けて協議を進めていきたいと思っております。これから非常に過密なスケジュールになるかと思っておりますけれども、どうぞ一つ皆さん方の活発なご意見、熱心な議論をお願いしたいと思います。開会の挨拶とさせていただきます。

それでは会に入りたいと思っております。只今の出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第四回、西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。審議に先立ち、本日の議事録署名委員と致しまして、有田の南委員さんと西有田の佐藤委員さん、お二人にお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは議題に入らせて頂きます。最初は、報告第1号、第3回幹事会の会議概要について、江崎幹事長からご報告をお願い致します。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは座ったまま失礼致します。

報告第1号、第3回幹事会における協議等の結果について報告いたします。平成16年12月6日に第3回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程、第6条の規定により報告いたします。

1. 第三回協議会協議事項について確認事項

第四回協議会へ提案する協議事項について、協議第34号「建設関係事業の取扱い」、第35号「公営住宅の取扱い」、第36号「商工観光事業の取扱い」、第37号「ごみ対策・環境保全の取扱い」、第38号「下水道事業の取扱い」、第39号「補助金・交付金等の取扱い」、第40号「使用料・手数料の取扱い」について提案内容及び参考資料を調整致しました。

2. その他の事項

確認事項。第2回協議会で継続協議となっている、町名・字名の取扱いについて、法務局・県等関係機関と連絡・調整を図っていること、財産の平準化の考えかたについて事務局より説明を受け、今後協議・調整することと致しました。

以上報告終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今江崎幹事長から幹事会概要の報告がございました、このことについて何かご質問ありませんか。はい、それでは意見もないようですので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

次に報告第2号、第3回議会の議員の定数及び任期検討小委員会の会議概要についてとなっておりますが、報告第3号の審議結果まで一括して田代委員長からご報告をお願い致します。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

それでは座らせてご報告をさせていただきます。

議会の定数及び任期検討小委員会の報告をさせていただきます。まず平成16年12月3日に第3回会議を開催しましたので、西松浦地区合併協議会小委員会規程第7条の規定によりその概要についてご報告いたします。資料は2ページであります。

1. 選挙区の設置及び定数について

前回の折に、西有田町議会委員から持ち帰りとなっていた1選挙区及び定数について報告がありました。

内容は、協議項目の調整内容が、新町において調整する事業が多数あり、また対等合併であるため、第1回選挙のみ、旧町毎に選挙区を設け、それぞれ10人、10人の定数という意見が大多数であったこと、また、小委員会の意向と同じく、新しい町を創る趣旨で、1選挙区で行なうべきとの意見が少数意見としてあったことも併せて報告がありました。

この報告を受けて、協議を行いました結果、主な意見は次のとおりでした。

- ・ひとつの有田でスタートし、出来るだけ早く次のステップへ踏み込んでほしい。
- ・最初から新しいまちを創りましょう、という気持ちであってほしい。町民に対して納得頂けるだけの2選挙区設置の根拠をどう説明するのか。
- ・合併に関し、住民が合併の内容をよく理解してない状態である。唐津の合併協議でも、この議員定数の問題が最後まで残っている。選挙区を設け10人10人が解決策ではないだろうか。打開策を考えてみてはどうだろうか。
- ・議員と大半の住民の意見は違うのではないかと思う。23,000人の人口では選挙区の設置はどうかと思う。早く融合できることを考えてほしい。
- ・1選挙区は正論だと思う。議会を納得させるための選挙区の設置に見えてならない。
- ・農業と窯業を連携させ、どう活性化させるかを考えるべきである。合併は役場が一緒になるのではないと思う。選挙区の設置は真の合併ではないと思う。
- ・新町になると、両町民が一緒になり、新しいまちを創る活動が芽生えてくると思う。

議員さんだけ線を引くのはどうだろうか。今後、新しいまちづくりが出来ないと思う。

垣根を無くし一本化することが住民のためと思う。

以上のように大半の意見が選挙区を設置せず、合併後の最初の選挙から、1選挙区にて行なうべきとの考えであり、小委員会として、これ以上協議を重ねても同じであるとの結論から、次回の第4回協議会へ最終の報告を行なうことに決定しました。

次に資料4ページですが、西松浦地区合併協議会小委員会規程に基づき、平成16年11月15日に付託された「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、その審議結果をご報告いたします。

委員会は任意合併協議会時に2回、合併協議会時に3回の計5回開催致しました。

審議内容は新町における議会の議員の定数・任期・選挙区・報酬の方向性に関することの4点でございます。

まず新町における議会の議員の定数及び任期の特例に関しましては次のとおりでございます。

小委員会としての調整内容は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び7条の規定に基づき、定数及び在任の特例については適用しない。

<理由>

- ① 合併の主な目的は、経費削減であり、定数特例を適用せず、法規定の26人以下での選挙を行なうこと、また、在任特例を適用せず即選挙を行なうことは、経費削減効果が早く望めます。
- ② 合併は、両町がひとつとなり新しいまちづくりをスタートする趣旨から、新町発足後の即選挙が適当であると考えます。
- ③ 住民の間では、特例措置の適用に否定的な考えが多く、住民の理解が得られないと思われまます。以上のことにより、小委員会として上記の結論に至った次第です。次に新町における議会の議員の定数及び選挙区に関することについてで、ございます。小委員会としての調整内容は、新町における議会の議員の定数は18人とする。ただし、設置選挙(第1回選挙)のみ22人とする。選挙区については、全町域で1選挙区とする。

<理由>

- ① 法による議員の定数の範囲内の、上限である26人との考えもありますが、先進事例及び行財政改革の必要性を参考に定めたものであり、18人の定数でも住民の声を反映することは可能であると判断します。
- ② 設置選挙のみ22人の定数とすることについては、合併という特殊な事情であり、激変緩和や選挙区を設置しないことを考慮し、合併後の第1回目の選挙に限り、設定したものです。
- ③ 全町域での1選挙区については、新町の一体性を確保する必要性や、有田町と西有田町の合併規模からも適当だと考えます。以上のことにより、小委員会として上記の結論に至った次第です。次に新町における議会の議員の報酬の方向性についてで、ございます。小委員会としての意見は、現在の2町の報酬額を例に設定することが望ましい。上記は、合併までに行なわれる特別職等の報酬に関する審議会への提言とします。以上審議結果の報告を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。只今、田代委員長から小委員会の会議概要と審議結果について報告がございましたが、このことについて何かご質問等はございませんか。ございませんね。

はい。それでは異議もないようですので小委員会の会議概要と審議結果については了承されたものとしてよろしゅうございますか。

はい。それでは只今の小委員会の会議概要と審議結果について了承されたということで、次回の協議会に議員の定数及び任期の取扱いについてご提案申し上げたいというふうに思います。

それでは協議事項に入らせて頂きます。最初は協議第34号、建設関係事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第34号、建設関係事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。資料は8ページでございます。

建設関係事業の取扱い

1. 都市計画区域及び地域地区は、新町において策定する都市計画マスタープランとの整合性を図り調整する。
 2. 2町の町道は、新町の町道とする。なお、町道の認定基準は、合併後速やかに調整する。
 3. 道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。
 4. 急傾斜地崩壊防止対策事業の受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。
- 参考資料に基づいて、事務局の担当より説明を致します。

○計画調整班主事（ 千代田 一茂 ）

別冊の参考資料1ページになります。

協議第34号、建設関係事業の取扱いにつきまして説明をさせていただきます。

1ページ目が都市計画区域及び地域地区の状況でございます。現在両町とも町内全域が都市計画区域となっております。主なところを説明して参りますと、

資料の4番のところでございますけれども、市街化区域及び市街化調整区域は両町とも指定はありません。

5番の地域地区につきましては、有田町は用途地域指定があり、更に特別用途地区や伝統的建造物群保存地域が設定されています。西有田町につきましては地域地区の指定はありません。

6番には各用途地域における建ぺい率、容積率等を明記しております。西有田町につきましては、用途地域指定がありませんので、全域が、建ぺい率60%、容積率200%となっております。

調整内容は、都市計画区域及び地域地区は、新町において策定する、都市計画マスタープランとの整合性を図り調整するとなっております。

資料の2ページ目、3ページ目は用途地域の種類や文言の説明等になります。

4ページをお願い致します。町道の認定基準ですけれども、現在両町におきまして、町道の認定基準及び認定要件等を定められてあります。

資料の5ページ目をお願いします。

調整内容ですけれども、2町の町道は、新町の町道とする。なお、町道の認定基準は、合併後速やかに調整するとなっております。

6ページです。道路整備原材料支給制度です。

現在両町に原材料の支給制度がありますが、課題問題点の欄に明記していますように、支給対象道路が異なっております。有田町におきましては、支給対象の道路は町道のみ、西有田町につきましては、町道と認定外道路となっております。認定外道路につきましては住民生活に密接に関係する里道等も含んでいるという状況です。

調整内容は、道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

続きまして7ページ。急傾斜地崩壊防止（対策）事業受益者負担金です。

現在有田町に急傾斜地崩壊危険指定箇所が8箇所ありますが、西有田町につきましては、指定箇所はございません。下の方は各事業における国・県・町の負担割合及び実績等を明記しております。

課題問題点ですけれども、有田町で事業実績はあるが、受益者負担金は徴収されておられません。急傾斜地崩壊防止事業は、主に個人財産を守るための事業であり、受益者負担金は必要と思われるとなっております。

調整内容は、急傾斜地崩壊防止（対策）事業受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。

具体的対応策と致しまして、受益者負担金は、各種事業における負担金との均衡が図れるよう、徴収する方向で、合併までに調整するとなっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がございましたが、何かご質問・ご意見等ございませんか。どうですか。ご質問等ございませんか。ございませんか。

はい。それでは異議がないようでございますので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは協議第34号の建設関係事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に協議第35号、公営住宅の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第35号、公営住宅の取扱いについて提案申し上げます。

ページは9ページでございます。

公営住宅の取扱い

1. 2町の町営住宅は、新町の町営住宅とする。
 2. 入居資格及び共同施設使用料は、合併までに調整し、新町において定める。
- なお、この提案とした理由について参考資料に基づき、事務局の担当より説明を致します。

○計画調整班主事（ 千代田 一茂 ）

はい、別冊参考資料8ページをお願い致します。

町営住宅の状況ですけれども、現在有田町におきまして、泉山町営住宅が24戸、中樽町営住宅が42戸、西有田町で東園住宅が16戸となっております。入居資格につきましては、徴収基準等は、法で定められた通りで、両町同じものがございますが、西有田町のみ、入居資格の1番のところに明記しておりますように、町内に住所又は勤務場所を有する者であることとの項目があります。

家賃につきましては、両町同じ算定方式となっております。

9ページをお願い致します。

駐車場使用料ですけれども、両町の住宅とも一区画あたり使用料が、月額2,000円となっております。

保証金・敷金につきましても、両町とも3ヶ月分で同じとなっております。

共同施設料につきましては、有田町では徴収されておりませんが、西有田町につきましては浄化槽の使用料として、月額3,000円の徴収が行なわれております。

課題問題点の欄に両町の違いを明記しております。調整内容は、2町の町営住宅は、新町の町営住宅とする。入居資格及び共同施設使用料は、合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

具体的対応策と致しまして、共同施設使用料は、負担公平の原則により、徴収する方向で検討するとなっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がございました。何かご質問ご意見等ございませんか。ございませんか。

はい、ないようでございますので、原案通り承認してよろしゅうございますか。

はい、それでは協議第35号の公営住宅の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。次に協議第36号、商工観光事業の取扱いについて事務局から説明をお願いします

○事務局長（ 福島 清人 ）

協議第36号、商工観光事業の取扱いについて次のとおり提案致します。

ページは10ページでございます。

商工観光事業の取扱い。

1. 貸付制度、融資制度、表彰制度及び利子補給制度は、合併後速やかに調整する。
2. 有田町中小企業緊急融資制度は、廃止の方向で検討する。
3. その他商工業振興事業は現行のとおりとする。
4. 企業誘致事業は、合併後速やかに調整する。
5. 観光事業及びイベントは、地域の歴史と文化を尊重し、現行のとおりとする。

以上提案申し上げます。

なお、参考資料に基づき担当より説明申し上げます。

○計画調整班主事（ 仁戸田 将英 ）

別冊の参考資料10ページをご覧ください。商工業振興事業の現況の欄になります。

1. 中小企業振興資金融資制度、こちら両町ともある制度で、目的として町内の中小企業に対する融資の円滑化を図り、産業の振興に資するものです。

(3)です。貸付限度額。ここで有田の方、町長が特に承認した場合1,000万という項目が異なります。

(4)貸付期間。こちら有田町が、町長が特に承認した場合10年以内、ここが異なります。

(7)出損金総額。実際の実績の方になりますけど、有田町で2,947万円、西有田町で511万円となっています。

2. 利子補給制度。有田町の方には制度ありません。

西有田町の方に(1)の・のところです。西有田町中小企業振興資金、その次、佐賀県中小企業円滑化資金、その下、佐賀県中小企業特別対策資金を借り入れた場合に、利子を補給するという制度があります。

(5)になりますけど、平成15年度実績で、112万1千円となっています。

次のページ、11ページをご覧ください。

3. その他融資制度。こちら西有田町の方には制度がありません。有田町の方で中小企業緊急融資制度、こちら第二次オイルショック時の制度で近年の実績はありません。その下の方、有田町の方ですが、商工中金預託金、こちら商工中金に資金を預託し、町内中小企業への資金融資に運用されているものです。

4. その他の商工業振興事業、西有田町の方に制度はありません。有田町の方に宿泊施設等整備奨励金があります。目的が町内に宿泊施設等を整備したものに対して、奨励金を交付し、宿泊施設の新設と増設を図ることを目的としたものです。

次のページ、12ページに九州山口陶磁展、

その下の方、表彰制度が有田町の方にある状況です。

課題問題点、読み上げます。両町に制度内容(限度額、利率等)が異なる。独自の融資制度がある。利子補給制度は西有田町のみが実施している。中小企業緊急融資制度は、有田町のみ。制度を統一する場合、金融機関との調整も必要となる。その他の商工業振興事業は、有田町において様々な取組を行なっている。

その下の方、調整内容。上の方は提案内容と同じなので省略します。下の具体的対応策の方。合併前に貸付等を決定した者への貸付、償還及び利子補給については、従前の例によるとなっています。

次の13ページをご覧ください。企業誘致事業の現況の方になります。西有田町の方に、工場等設置奨励制度があります。町内に工場等の新設・増設を奨励するため、3年を限度として固定資産税を免除するものです。

その2。その他企業誘致対策として、有田町の方に有田町総合保養地域における固定資産税の特例制度、土地の3年間不均一課税が有田町の方にあり、西有田町に企業誘致に係る補助金制度、立地した企業に対し、土地代に相当する利子又は利子相当額を交付するということになっています。

次の14ページをご覧ください。調整内容の具体的対応策の欄、合併前に奨励金制度等の適用を受けた企業については、従前の例による。下、企業誘致推進のための事業については、充実させるよう検討する。

次のページ。15ページをご覧ください。観光事業・イベント等の現況になります。有田町の方に有田陶器市・陶祖祭・陶器市協賛スポーツ大会・秋の有田で陶芸体験事業。

次のページに行って、団体ツアー誘致事業・有田皿山まつり・先人陶工感謝祭、夏祭りが行なわれております。

15ページに戻って頂いて、西有田町の欄、棚田とっこ積みフェスティバル、全国田植唄大会、納

涼盆踊り・花火大会、佐賀セラミックロード車いすマラソン大会などが行なわれています。

16ページに戻って頂いて、課題問題点、2町において、特色ある様々なイベントが行なわれている。調整内容の具体的対応策の欄、新町の観光事業、イベントで支援が必要なものは、引き続き支援を行なうことを基本とするとなっています。

以上です。

○議長（岩永 正太）

はい、只今事務局から説明がありましたが、何かご質問ご意見等ございませんか。どうでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、それでは商工観光事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

協議第36号の商工観光事業の取扱いについては原案どおり承認することと致したいと思います。次に協議第37号、ごみ対策・環境保全の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい。協議第37号、ごみ対策・環境保全事業の取扱いについて次のとおり提案申し上げます。

ごみ対策・環境保全事業の取扱い

1. ごみの収集方式、分別区分及び収集回数は、現行のとおりとする。
2. 西有田町のリサイクル事業は、継続して推進し、合併後調整する。
3. ごみ処理手数料は、有田町の例を基本にし、合併までに調整し、新町において定める。
4. ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。
5. し尿汲取手数料は、現行のとおりとする。

以上提案申し上げます。

なお、参考資料に基づき、担当より説明いたします。

○計画調整班主事（仁戸田 将英）

別冊の参考資料17ページをご覧ください。

収集地区・収集体制・収集方法等の現況になります。

まず収集地区、有田町の方は町内全域、西有田町が町内全域の中に、一部リサイクル事業地区があります。

収集方式、3行目、3つ目の項目です。有田町の方にステーション方式、一部地域が個別収集となっています。西有田町にステーション方式と、拠点コンテナ収集、先ほど申しました、リサイクル地区が拠点コンテナ収集となっています。

その下の方、下から4番目、収集回数の資源ごみのリサイクル事業地区が月1回の回収となっています。

次のページ18ページをご覧ください。

繰り返しになりますが、課題問題点、読ませて頂きます。

収集方式は、有田町はステーション方式と個別収集を実施。西有田町はステーション方式とコンテナ方式を実施。西有田町は、「リサイクル事業」として13年度より各集落の公民館にて、月1回13分別のコンテナ収集を実施しており、現在10地区で実施中であるが、今後拡大していく予定であるということです。

その下、調整内容の具体的対応策の欄。

ごみの総量は横這いであるが、処理経費は増加しており、ごみの減量化、再資源化に向け普及促進が必要であるとなっています。

19ページをご覧ください。ごみ処理手数料の現況欄になります。

1. 一般廃棄物処理手数料、この枠の中の可燃ごみの小の袋の値段が有田町が30円、西有田町が、15円となっています。
2. クリーンセンター及びリサイクルプラザへ直接搬入する場合は両町同じです。
3. 不燃物捨て場への直接搬入手数料、こちらは有田町、ご覧のような表になっています。西有田町の方は直接搬入を認めていない状況です。

次の20ページをご覧ください。

課題問題点、可燃ごみ袋の小袋の値段が異なる。有田町30円、西有田町15円。不燃物捨て場の直接搬入を認めているのは、有田町のみ。

調整内容は提案内容と同じになっています。

次の21ページをご覧ください。助成制度の現況になります。

1. 生ごみ処理機設置事業、一機につき購入費の1/3、20,000円を限度として交付するものです。両町同じ制度になっています。
2. ごみ処理容器設置事業、こちらも両町同じになっています。
3. ぼかし肥料専用容器購入補助事業、こちらが有田町のみの事業になっています。ぼかし肥料専用容器1個につき、購入費の1/2以内として1,000円を限度。一世帯あたり2個までという事業です。
4. ごみ集積場設置事業、こちら両町ともにある制度ですが、有田町の方が市販の完成品購入価格の1/2以内で30,000円を限度、西有田町が市販の完成品購入費の1/2以内で20,000円を限度となっています。ブロック等で設置の時、有田町が設置費の1/3以内で50,000円を限度、同じく西有田町が設置費用の1/2以内で50,000円を限度となっています。
5. リサイクリング事業、こちらが西有田町のみの制度となっています。

次の22ページをご覧ください。

6. 資源ごみ回収奨励事業。
7. 有用微生物群生ごみ減量化普及事業は、有田町のみの制度となっています。

課題問題点、2町でさまざまな事業を展開している。

調整内容の具体的対応策の欄、両町ともごみの減量化・再資源化に向け普及促進が必要であり、助成制度については事業内容の充実を図るとなっています。

次の23ページをご覧ください。

し尿処理状況の現況になります。

- (1) し尿汲取手数料、
- (2) 手数料納付方法ともに違いはありません。

その下、課題、問題点、特にありません。

調整内容は先ほどの提案内容と同じになります。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありました。何かご質問・ご意見等ございませんか。ございませんね。

はい。それでは異議がないようございますので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい。それでは協議第37号のごみ対策・環境保全の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第38号、下水道事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第38号、下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案致します。

下水道事業の取扱い

1. 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。
 2. 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。
 3. 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。
 4. 受益者負担金前納報奨金制度、積立奨励金制度及び水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
 5. 合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- 以上提案申し上げます。よろしく審議のほどお願いします。
なお、参考資料に基づき担当より説明致します。

○計画調整班班長（川久保 常德）

それでは参考資料の24ページをご覧くださいと思います。まず公共下水道の使用料に関しましてです。これについては有田町のみ、取組ということになります。

まず基本料金ですが、中ほどに示しております、汚水量が10トンまでで1,300円、あと超過料金ということで、1トンごとにご覧の料金が加算されるといったような状況になります。ここに点線の枠で示しております計算例でいきますと、平均1ヶ月に25トンを使用した場合、平均の使用料がほしい25トンですけれども、使用した場合で、合計額の消費税込みで3,832円という料金になります。

課題問題点は、先ほど申しましたように、公共下水道事業というのは有田町のみの実施です。調整内容として、公共下水道事業は、新町において、汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整するというふうにしてあります。

具体的対応策として使用料については、汚水整備計画を策定後に調整するといったような内容に致しております。次に下水道の受益者負担金の徴収内容について、になります。これについては下水道に加入する時点での支払ということになりますが、基準額としては1㎡あたり、土地の面積に応じて算出されておりますけれども、1㎡あたり450円といったような状況になります。

あと受益者負担金の納付方法、納付期限。前納報奨金ということで一括納入されますと0.5%から9.5%までの前納報奨金の交付がなされております。

課題問題点としては先ほどと同じように、有田町のみの実施。受益者負担金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。受益者負担金前納報奨金制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。というふうに致しております。

次にこれも有田町のみ制度になりますが、下水道の積立奨励金制度ということで、らくらく下水道積立「水仙花」奨励金といったような名称で、奨励金の積立金に対しまして、中ほどに書いてありますけれども、奨励金の額が積立金に対しまして2%を乗じて算出した額といったものが交付されております。奨励実績についてはご覧のとおり、14年度、15年度を掲げてあります。

調整内容として、下水道積立奨励金制度は、合併までに調整し、新町において定める。具体的対応策として新町全域での実施を検討する。なお、金融機関との調整が必要である。というふうにしてあります。

次に水洗便所の改造資金の貸付制度になります。これについては、西有田町も同じような制度がございます。まず有田町については融資斡旋額ということで、1戸につきまして100万円以内、西有田町は利子補給の対象となる借入金について150万円を限度とするといったような内容になっております。融資の条件が、有田町は貸付利率が2.5%、償還期限が60ヶ月以内と。あと連帯保証人1名というふうになっておまして、利子補給の補助制度については、利子の補助の分になりますけれども、1年以内で100%、1年を経過し2年以内で80%、2年を経過し3年以内で50%とい

ったようになっております。西有田町の方が、貸付利子の補給ということで60ヶ月以内。利子の補給は償還が60ヶ月以内に滞りなく終了したのものに対し、当該借入金に係る利子を2.5%以内で補給をするといったような形になります。

課題問題点の相違点ですけれども、有田町は公共下水道事業、西有田町は浄化槽整備事業、浄化槽整備事業というのは、合併処理の事業になりますけれども、共に貸付制度があるが内容が異なっております。

有田町については融資斡旋と利子補給が行なわれており、西有田町については利子補給のみです。

調整内容として、水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定めるというふうに致しております。

次に西有田町のみ事業になりますが、農業集落排水事業。

次に一般家庭として、1番にし尿と雑排水を流す場合は世帯割で1,200円、世帯員割で700円といった状況です。あと業務用、地区公民館等の料金体系を載せております。

4番のところに計算例ということで平均4人家族の場合。

4人家族の場合はご覧のように4,200円、消費税込みの4,200円という使用料が必要になってくるということになりまして、加入金として新規加入金で15万円といったような内容になります。

課題問題点で、農業集落排水事業は、西有田町のみ行なわれておりまして、2集落が実施を行なっているという状況になります。

調整内容です。農業集落排水事業は、新町において污水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。具体的対応策として、使用料については、污水整備計画を策定後に調整するといったような内容に致しております。

次に西有田町のみ、現在取り組んでおります特定地域生活排水処理事業というものになります。これは合併処理の設置関係の事業になります。

まず1番目に、使用料と致しまして、一般家庭で月額基本料金が2,000円、人員割で500円と言ったような状況になり、あと地区公民館、業務用、共同住宅の使用料の算出を書いております。

負担金につきましては、ご覧のように5人から10人槽で15万円。あと11人槽以上はご覧のような額になっております。計算例ということで右側に書いておりますが、参考として4人家族の場合の使用料が4,200円といったような状況になります。

課題問題点として浄化槽整備推進事業は、西有田町のみ実施をしている。有田町は、17年度からの実施を検討されているという状況になります。

調整内容は、浄化槽整備推進事業は、新町において污水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。浄化槽整備推進事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整するというようにいたしております。

具体的対応策として、使用料については、污水整備計画を策定後に調整を行なうといったようなことに致しております。

次に合併処理の補助制度になります。これにつきましては、西有田町については14年度までで事業の廃止をされております。有田町については現在、取組みがなされておりますが、先ほど申しましたように、17年度から特定の方に移行される計画もあるということで、検討中のものになります。この事業自体は2番目のところに書いておりますが、補助制度ということで、公共下水道の事業認可区域外を対象と致しております。補助基準についてはご覧のとおりで、財源として国から1/3、県から1/3、町から1/3ということになっております。補助実績はご覧のとおり。

課題問題点として、合併処理浄化槽設置補助制度は、現在、有田町のみ実施を行なっております、西有田町は14年度までで廃止されております。

調整内容として、合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定めるといっ

たような内容に致しております。

以上説明を終わります。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、只今事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問ございませんか。

はい、岩崎委員さん。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

今事務局から下水道事業で説明を受けましたけれども、両町それぞれ汚水についての取組みをやっております。その中で西有田も、過去の町政の中で公共下水道をやろうということで計画をしながら、費用対効果とかいろいろございまして、浄化槽整備に替えた経緯がございます。

また有田町は公共下水道の中で、合併浄化槽を合わせてやるというような見直し論もあるというように、今説明を受けました。今日も勉強会をしましたけれども、そんな中で、もう少し数値的な、今日の我々への説明の中で、数値的な勉強をしたいということでございました。その辺を、私達が勉強する機会がなかったもんですから、もう一回、こういう数値的な問題を勉強したいということで、時間を頂ければということでお願い致しております。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今西有田の方からそういう話がございました。何か有田から。蒲地委員さん。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

この件は、今日午前中に、有田町議会の全員協議会に図りまして、今日の協議項目について色々議員さんの意見を聞いたわけですが、大体これでよかろうということでございます。しかし今、西有田さんの方からそういうような提案がありまして、実は有田町の下水道事業は、公共下水道一本で、今きているわけでございます。それで色々なことがございまして、住民負担をなるべく軽くしようということで、一部合併浄化槽を設置しようかという案があるわけでございます。そういうふうなことで、今西有田町さんから提案されたこと、いわゆる勉強でございますが、合併浄化槽、特定地域生活排水事業ですかね、西有田町さんがなさっている、このことについても、私もよくわかりません。

そういうふうなことでございましたら、継続協議ということでございますので、有田町もそれに併せて勉強することに致したいと思っております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは西有田町の方から、勉強会をもう一回したいということ、それについて有田町の方も、ご同意を頂きましたが、そういうことでよろしゅうございますか。どうですか。何か皆さん方ございませんか。よろしゅうございますね。

それでは、今回一応継続審議というか、もう一回お持ち帰りを頂いてそれぞれの立場で勉強会でも開いて頂くということで処理したいと思います。

次に協議第39号、補助金・交付金等の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第39号、補助金・交付金等の取扱いについて次のとおり提案致します。

各種団体への補助金、交付金等は、行財政の効率的運用を図る観点から、新町において、補助基準等を統一する方向で調整し、必要に応じて各種団体の整理統合、廃止等も含めて検討する。ということで提案したいと思います。審議のほどよろしくお願い致します。

なお、参考資料に基づき担当より説明致します。

○計画調整班班長（川久保 常德）

はい、参考資料の31ページになります。

ご覧のように両町とも各種団体等への運営補助、あるいは事業補助等を行なっております。上から総務関係、民生関係、あと衛生、労働、農林関係と商工関係を掲げております。一応、両町対象になるようにということで、それぞれ記載をしているところです。

次のページに、国際交流関係、観光、教育関係を掲載いたしております。

課題問題点として、両町で、それぞれ各種団体への運営補助及び事業補助を行なっている。

調整内容としましては、先ほど申し述べたとおりになります。

具体的対応策として、各種団体への補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で常に見直しを行い、公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。また地域独自の補助金等は、その目的等を明確化し、均衡ある取扱いとなるよう調整する。といった内容に致しております。

次のページには先進事例等の掲載を行なっております。

以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

はい、只今事務局から説明がありましたが、これについてご質問、ご意見等ございませんか。

はい、二宮委員さん。

○3号委員（二宮 閑治）

補助金・交付金の一覧表がありますけれども、区長会等のことは、どうなっているのかな。この欄にないということは、別の形であるのでしょうか。

ちょっとお尋ね致します。

○議長（岩永 正太）

事務局長。

○事務局長（福島 清人）

区長会等の協議等につきましては、別の協議事項の中にございますので、その時に提案したいと思っております。

○議長（岩永 正太）

他にございませんか。どうですか。ございませんか。

はい、それでは原案どおり承認してよろしゅうございますか。

協議第39号の補助金・交付金等の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

次に協議第40号、使用料・手数料の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（福島 清人）

はい、協議第40号、使用料・手数料の取扱いについて、次のように提案致します。

使用料・手数料の取扱い

1. 窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。

2. 施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着しているこ

とを考慮し、合併時においては現行のとおりとする。ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金のあり方等については、新町において検討する。

3. 占用料は、合併までに調整し、新町において定める。

以上提案申し上げます。審議の程よろしくお願いいたします。

なお、参考資料に基づき担当より内容について説明致します。

○計画調整班班長（川久保 常德）

それでは34ページをご覧頂きたいと思います。

まず左側の方に載せております、窓口業務関係手数料になりますが、各所得証明とか納税証明等につきましては両町とも、同額といったような内容になっております。ただ一括請求の場合の加算料金等について若干異なっております。あと住民窓口手数料ということで、ほぼ同額ですが、住民票の謄本、額の欄にちょっと下線をいれておりますけれども、住民票の謄本、住民票の交付の抄本あたりが若干異なっているという状況です。

右側の方が共立病院の診断書・証明書・使用料関係の明記を致しております。

その他のところで有害鳥獣の許可手数料とか、狂犬病の手数料関係を明記いたしております。

すべて同額になっております。

次に35ページに、体育館の使用料関係を明記いたしております。上の方が学校関係、中に文化体育館と西有田の町民体育センター、あと赤坂体育館、泉山体育館あたりの使用料を明記いたしております。

次のページにグラウンド、球場関係を明記致しております。あとナイター施設使用料もこの中に入っております。

次のページ37ページに、武道場・弓道場・相撲場関係を、あとテニスコート関係を明記致しております。

次に38ページに公民館・青少年ホーム・生涯学習センター関係、両町の公民館ですね、それと有田の勤労青少年ホーム、生涯学習センター関係、あと西有田町の公民館で行なっておりますスポーツ用具の貸し出し料も明記を致しております。貸し出し料については西有田町のみ行なっているという状況です。

39ページには文化施設関係ということで、ちょうどこの場所であります焱の博記念堂、これは両町で行なっておりますが、次に有田の陶磁美術館、有田の歴史民俗資料館、西有田の歴史民俗資料館あたりを記入いたしております。

次40ページですが、その他の施設ということで西有田の働く婦人の家、国見棚田公園、あとキャンプ場関係、有田の伝統文化の交流プラザとか有田焼体験工房「赤絵座」「ろくろ座」もこの欄に記入を致しております。

次に41ページが道路専用料ということで、一番目に道路占用料、二番目に公有水面の使用料、三番目に法定外公共物、里道、水路の占用料あたりの明記を行なっております。両町とも、違いはこの欄であります。

42ページに取りまとめということで、

課題問題点として、税関係証明発行手数料・閲覧料の一括請求の場合に加算料金があるのは有田町のみと、住民票の写し、謄本の手数料が異なっております。有田町については200円、西有田町については300円。認可地縁団体証明があるのは西有田町のみです。施設使用料は、使用区分に応じて、それぞれの町で、使用料、減免規定及び加算規定を定めている。スポーツ用具等貸し出し料があるのは西有田町のみ。公有水面における産物採取料があるのは有田町のみです。

調整内容としては、先ほど局長が申し述べたとおりになります。具体的対応策として、各種施設における減免規定及び加算規定は、施設の目的、用途、規模等で統一した方針を決定したのち、合併までに調整する。といった内容に致しております。

以上で説明を終わります。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、これについてご質問・ご意見等ございませんか。それぞれ異なるようでございますが、どうでしょうか。只今の調整案でよろしゅうございますか。

はい。それでは原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい。協議第40号の使用料・手数料の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

以上で本日予定されておりました協議は、すべて終わったわけですが、何か、委員の皆さんからご意見等ございませんか。

ないようでしたら事務局から何か。

○事務局長（福島 清人）

はい、ご意見もないようでございますので、事務局から提案したいと思います。

次回の第5回の協議会を、12月16日木曜日になりますけれど、午後4時30分に当会場で開催をしたいと思っております。

夕刻の時刻になって非常に迷惑をかけますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩永 正太）

よろしゅうございますでしょうか。

はい。本日は大変12月のお忙しい中にご協議を頂きましてありがとうございました。また、今、事務局から提案がありました16日は、夕刻の4時半ということですから、非常に申し訳ないと思うんですけど、ご容赦を頂きましてよろしくお願ひをしたいと思ひます。それでは本日の会議はこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

閉 会 （ 15時04分 ）